

現状の問題点

1 不祥事発生 指導監督強化（ガバナンスの劣化）昭和46年（1971）以来

「公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を協力を推進していく」（平成8.9.20閣議決定「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」）

2 「不祥事」 「蜜の味」

- (1) 外郭団体 天下り・渡り etc.
- (2) 税制上の優遇措置 隠れ蓑
- (3) 乱脈経営 指導監督基準

その原因

1 構造的要因

民法34条 非営利・公益・許可

「主務官庁の行政を間接的に代行する性質を持った事業（行政補完的事業）であれば、比較的容易に公益性を認め、公益法人として許可するという事実がある」（公益法人協会「新訂・公益法人の理論と実務」p72：1991）

2万6千 20兆円 団体数 25-30% 経済規模 50-60%

「指導監督」体制 「悪いことをしないように」予防 結果責任への転換
 ガバナンス 自己責任 権利能力のないところに責任なし

2 実体的要因

「自動的」税制上の優遇措置

公益性 「不特定多数の利益を積極的にはかる」

		受 益 者	
		構成員のみ	一 般
構 成 者	限 定	A	C
	一 般	B	D

イコール・フッティング
 Unrelated Business Income